

規程第7号

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター個人情報の取扱い及び管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第50条の規定により、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語の意義は、条例第2条の定めるところによる。

(個人情報取扱責任者等)

第3条 法人における個人情報の取扱いに関する総括責任者（以下「総括責任者」という。）を理事長とする。

2 総括責任者は、個人情報の取扱いに係る事務を処理させるため事務取扱責任者（以下「事務取扱責任者」という。）を置くことができる。

3 事務取扱責任者は、事務の一部を補助させるため、事務補助者（以下「事務補助者」という。）を置くことができる。

(総括責任者等の事務)

第4条 総括責任者、事務取扱責任者及び事務補助者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 個人情報の収集及び利用・提供の事務に関すること。

(2) 個人情報の適正管理に関すること。

(3) 個人情報保護研修の実施に関すること。

(個人情報の取扱いにおける協議)

第5条 総括責任者は、個人情報の取扱いに関して疑義がある場合は、必要に応じ、岡山県知事と協議するものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第6条 事務取扱責任者は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、条例第9条の規定により、岡山県個人情報保護条例施行規則（平成14年岡山県規則第92号。以下「規則」という。）第2条に定める個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 事務取扱責任者は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

(収集の制限)

第7条 事務取扱責任者又は事務補助者は、個人情報を収集するときは、法人の業務（地方独立行政法人岡山県精神科医療センター定款第18条に定める業務をいう。）を遂行する目的のため必要な場合に限り、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 事務取扱責任者又は事務補助者は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を法人において利用し、又は法人以外のものに提供してはならない。ただし、条例第7条第

1 項ただし書の規定により、個人情報取扱事務の目的以外に利用し、又は提供する場合は、その目的達成のため必要最小限の範囲の情報に限定するものとする。

2 前項ただし書の規定により、カルテ等の診療情報を提供する場合の取扱いについては、別に定める。

(適正管理等)

第 9 条 個人情報取扱事務の担当職員 (以下「担当職員」という。) は、その事務において収集した個人情報の適切な管理のため、法人の文書で個人情報が記録されたもの (以下「法人文書」という。) については、必ず定められた保管庫等で保管しなければならない。

2 法人文書を法人の外部に持ち出してはならない。ただし、業務遂行上、やむを得ず外部に持ち出す必要がある場合については、あらかじめ事務取扱責任者の承認を得るものとする。

3 事務取扱責任者は、法人文書について、法人内における取扱場所、取扱手続、取り扱うことができる職員その他の適切な管理に必要な事項を別に定めることができる。

4 電子化された個人情報を取り扱う場合は、必ず指定された電子計算機を使用するものとする。この場合において、事務取扱責任者は、当該電子計算機の使用及び管理に必要な事項を別に定めなければならない。

5 担当職員は、電子計算機による個人情報の取扱いに係るパスワード及び I D カードを厳重に管理しなければならない。

6 事務補助者は、第 1 項から前項までに規定する内容が適切に実施されているかどうかを点検し、個人情報が適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(委託等に伴う措置等)

第 10 条 事務取扱責任者は、個人情報取扱事務を外部の者に委託する場合は、条例又は規則によるものとする。

2 事務取扱責任者は、個人情報取扱事務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。

(事案の報告及び再発防止措置)

第 11 条 個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の保有情報の安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、その事実を知った担当職員は、速やかに事務取扱責任者又は事務補助者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた事務取扱責任者又は事務補助者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括責任者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに当該事案の内容について報告するものとする。

3 事務取扱責任者又は事務補助者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講じなければならない。

(研修の実施)

第 12 条 事務取扱責任者又は事務補助者は、必要に応じ、個人情報を取扱う業務を担当

する職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、法人が取り扱う個人情報に関する条例の施行に関し必要な事項については、岡山県知事が取扱う個人情報の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。